

近世の村組と村―近江蒲生郡中野村を中心に―

水 本 邦 彦

はじめに

村社会における「近隣組織の諸型」⁽¹⁾を論じた竹内利美は、五人組、伍長組に淵源する「近隣組」に対し、「地域原則」に基づいて村落内部を分画した小地域集団を「村組」と総称して、その特徴を次のようにまとめている。

- (1) 同一地域に定位される家々の一律平等的結合であること。
- (2) 基本村落内を分画した地域単位にほぼ平準化した形で組織され、「家数」や「家並」を本来的な編成基準とはしないこと。
- (3) 通例、同一村落内の家々は、もれなくいずれかの「村組」に分属する形を示していること。

そして氏によれば、かかる「村組」は、(1)個々の家生活に即した互助機能(農事労働、家普請、葬婚など)、(2)村落全般にかかわる協同機能の分担(道路修理、水利番など)の二つの機能を果たす、「村人の創案した仕組」であるとしている。

こうした近隣組織の研究は、農村社会史の分野においても必要な作業であり、また、「現代」が模索している「共同性」のあり様に対して

も一定の素材を提供すると考えられるが、これまでの近世史研究において「村組」に関する蓄積は皆無に等しい⁽²⁾。本稿はかかる研究状況に鑑みて、近世農村の「村組」についていささかの分析を試み、その歴史の意義を探ろうとするものである。

対象とする滋賀県八日市市域は、前史たる中世において、今堀を始めとする惣村が展開した地域としてまた保内商人輩出の地として夙に著名であるが、たとえば上平木村(西出、北出、南出、中出、東出)、柏木村(北出、南出)、東古保志塚村(良、巽、坤)、池田村(北出、南出、東出)、今堀村(北出、中出、茶屋出)、中野村(東北、東中、東南、西北、西中、西南)等々、大村の多くに「村組」が確認できる点で、本テーマにとつても好箇の地域である。以下、比較的豊富に史料を残す中野村を中心に、他村の史料も援用しつつ、近世の「村組」について論じてみたい⁽³⁾。

一 村組の構成と運営

1 村組の構成

〔図1〕は、明治六年（一八七三）の中野村地籍図をベースとして、⁽⁴⁾聞取りに基づいて作成されたものである。本図から窺えるように、こ

の中野村は、南北に走る御代参街道添いに屋敷地を密集させた町場の性格を持ち、また水利事情から村域耕地総てが畑地という特徴を持つ村であるが、同村には遅くとも近世初頭より、集落を六つに分画した村組が組織されていた。街道を境に集落を東西に分け、更にそれぞれを北、中、南に三区分した区画がそれである。最近住民の移動によ

図1 中野村の村組

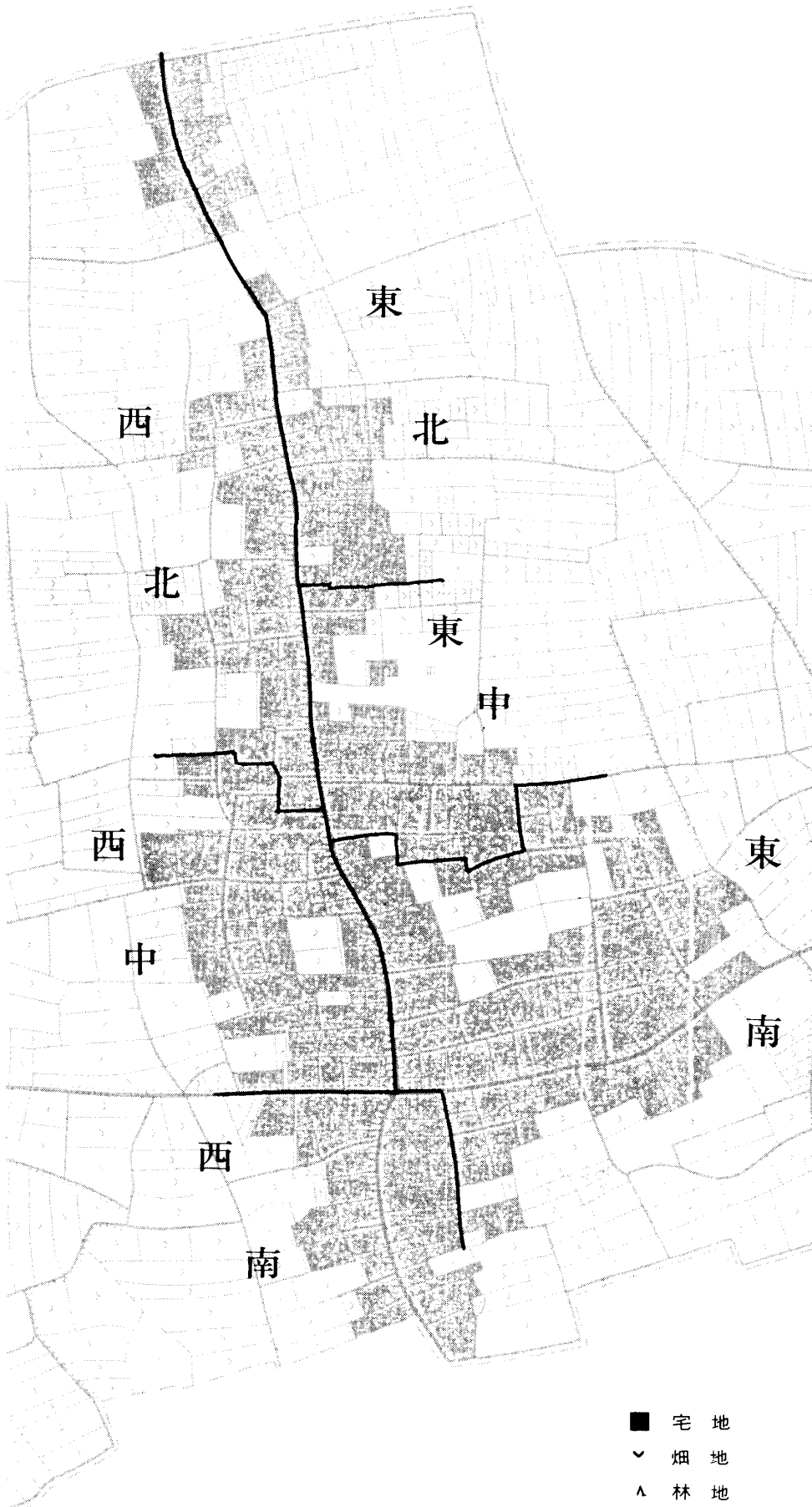


表1 中野村各組構成員数

	東北	東中 (奥出)	東南	西北	西中	西南 (茶屋出)	計	備考
慶安5(1652)	16 ^名	24		18				中野I 13,14,15
承応3(1654)	16							p.45-46
寛文7(1667)	20	28	35	23	22	27	155 ^名	中野I 30-35* ¹
文化11(1814)	34	32	26	37	30	26	185	灰谷精一家文書* ²
安政7(1860)			20					p.53-54
慶応3(1867)	27	26	27	32	35	24	171	p.495

* 1 寛文7年は、庄屋1・肝煎2を含まない。
 * 2 「日光御宮御修覆御手伝ニ付御用金調達扣帳」より。

り必ずしも地域的区分とはなっていないが、元来は道路を境としていた由、また現在もこの村組は、住民と行政を結ぶ中間団体として機能している。本節では、この〈図1〉を念頭に置きながら、組の構成軒数や機能を探ることにしたい。

まず、この六組の構成メンバーについて検討してみよう。〈表1〉は、近世中野村の村政史料から組構成員数を拾ったものである。江戸中期の様子が判明しないが、寛文期以降各組のメンバーは二〇〜三〇名程度で推移していることが判る。ところで「はじめに」で紹介した竹内は、村組の特徴の一つとしてすべての家の組への分属を挙げているが、〈表1〉の数値は中野村の家数を網羅したものと考えるとよいだろうか。この点については、寛文七年の数値の分析によつてある程度判明する。以下

述べてみよう。

さて、この寛文七年の組構成員数は、領主伊達氏から通達された煙草作り禁令に対する請書名の集計である。サンプルとして東北組の請書を示せば次の如くである。⁽⁵⁾

(a) 今度從 御公儀様被仰付候御法度之たはこ、壹本も作り不申候、若本島ニ作置かくし候を、^(脇)腕見出し申上候ハ、何様之曲事ニも可被仰付候、為其二組中手形如件

寛文七年

丁未五月廿二日

東ノ北組

与三右衛門(印) 小右衛門(印) 喜兵へ(印)
 七兵へ(印) 忠兵へ(印) 平内(印)
 茂兵へ(印) 安兵へ(印) 増兵へ(印)
 弥兵へ(印) 弥二兵へ(印) 助作(印)
 小左衛門(印) 久左衛門(印) 甚兵へ(印)
 中左衛門(印) 甚右衛門(印) 二郎兵へ(印)
 半右衛門(印) 伝十郎(印)

庄屋 太兵衛殿
 肝煎 一郎兵へ殿
 同 五左衛門殿

「組中手形如件」として「東ノ北組」二〇名が連署し、庄屋、肝煎に充て法度遵守を誓約している。問題はこれら連署者の性格とどうかであるが、二つの関連史料からその中味を窺うことができる。一つは寛文九年(一六六九)三月付け人数覚帳⁽⁶⁾、一つは寛文三年(一六六三)東北組名寄帳⁽⁷⁾である。まず前者は「吉利支丹宗御改ニ付人数覚帳」

八六八) 正月付けの東中組組掟を掲げる。⁽⁹⁾

(b) 定

① 従上様被仰出候趣、堅相守べく事

② 一、寄合相触候節は刻限無遅滞出席仕事、抛なき差支有之候へば、宿元へ断可申出事

③ 一、組参会の節会席の儀は年重に応じ順席致事、但し代人の儀は下座可致候事

④ 一、何事によらず談合の儀は其席年重五人へ致相談、治定相成候上は違犯申間敷事、附、名前無之若年の者は了簡決して申間敷、勝手ケ間敷事決して申間敷事

⑤ 一、此度組会所相催に付、寄合の向は勿論、愛宕講、日待講同席にて致候事

⑥ 一、日待講夜明しの節は順席不拘勝手可為事

⑦ 一、寄合の節は組々兩人世話方として順廻りに相定め、右兩人茶焚宮行懸持致候事、尤宿元は茶炭薪調置候、道具の類は組備相

用候事

⑧ 一、講度々の儀は一汁一菜香物に限る、御神酒として壺合、日待

講は人数の上談可調候、講当り御人^(候カ)は香物味噌醬油茶、右の品々持参有之、賄諸方付可致候事

右の通り組内一統相談の上取究め、御互に心得違無之様堅相守可

慎事

東中組

慶応四年戊辰正月改之

全八ヶ条からなるこの組掟によって、同村村組の実態がかなりの程

近世の村組と村—近江蒲生郡中野村を中心に—

度判明する。すなわち、第一に組は組としての寄合を行ない(第二条)、また組単位で愛宕講、日待講などの祭祀行事を行なっている(第四条など)、寄合の際の席順は年齢順を原則とし、評儀においても年長五人の意見が重視される(第三、四条)、なおこの座順は、夜明しの日待講においてのみは、御破算にしてもよい(第六条)、寄合に際しては二名の「世話方」が順廻りに定められ、彼等は茶焚(振舞カ)、宮行(氏神十禅師大権現への参拝カ)をも担当する(第七条)、また、寄合会場提供者と思われる「宿元」は、茶、炭、薪などを準備する(第七条)、組は、恐らく湯呑み、座蒲団など、寄合で使用する道具を共有財産として保持している(第七条)等々。なおこの東中組は第五条から推して、この時期に組会所を新たに設けた模様である。

管見の及ぶ所、中野村村政史料中こうした組掟は右一点に留まり、寄合の議題など不明な点もあるのだが、この掟条文から見て、中野村村組はまず以って共同飲食、祭祀行事を軸に、組構成員の親睦を目的とする団体であったとすることができよう。

この村組が組構成員にとって互助的機能を果していたことについては、たとえば次の史料がその一端を窺わせる。⁽¹⁰⁾

(c) 天明七年未六月米高直に付、申年より子の年迄五ヶ年賦無利足にて六組に貸付、毎年十月二十七日取立、但し十月免割の節取

立

一、五十貫文 東北組 一、五十五貫文^(マ) 東中組

一、五十貫文 東南組 一、四十一貫文 西南組

一、五十貫文 西中組 一、五十四貫文 西北組

一、十貫文 弥三郎

計三百十貫文 (貸) かし付

借口

一、銭百貫文 和田重藏 一、銭十貫文 五郎兵衛

一、銭十貫文 十兵衛 一、銭五貫文 又右衛門

一、銭六十貫文 村田武右衛門 一、銭十貫文 半兵衛

一、銭二十五貫文 伝十郎 一、銭五十貫文 弥左衛門

一、銭十貫文 半右衛門 一、銭十貫文 伝兵衛

一、銭二十貫文 保右衛門

合三百十貫文 (借) かり口

(二七八七)
天明七年未六月十日

本史料は、天明飢饉に際して、和田重藏以下村内有徳人よりの拠出金を貧窮人に無利息で貸付けたことを記したものである。文面から明らかのように、貸付金は村組を基本単位として配分されている。つまり中野村村民にとって、彼等が分属している組は、救済金分配の機関だったのであり、組はこのように構成員の互助機能を担う役割を持っていたのである。

次に示す史料(d)によれば、村組はまた、構成員の争論を調停する機能の一端をも担っていた。(1)

(d)一、今度五郎左衛門後家、忠左衛門出入三付、又右衛門、伊兵衛、

四郎左衛門、仁左衛門、宗兵衛、道を相極申事、五郎左衛門屋

敷之内南之方間半通、宗兵衛、又右衛門屋敷之内北之方間半通、

両方合老間通之道之極也、東之道ハ又右衛門・忠左衛門屋敷之内、

西之方老間通之道之究也、加様二道相極り通申上ハ永未代何

方ちも違乱煩他之妨不可有之間、其披露人ハ小今村橋源右衛門

殿・金・や・村・野・屋・理・兵・衛・殿、今・在・家・村・和・田・佐・次・兵・衛・殿、中・野・村・御
役人衆中、其・上・御・村・年・寄・衆、組・中・御・出・被・成・出・入・相・濟、忝存候、

此上者以来道之儀ニ付、誰人ニよらず相通り申候共違背申間敷

候、仍為後日一札如件

(二六八五)
寛文五年

巳ノ十二月十四日

小今村橋源右衛門様

金屋村野や理兵衛様

今在家村和田佐次兵へ様

御役人衆中

老衆中

中

中ノ村
五郎左衛門後家(印)

同 忠左衛門(印)

同 又右衛門(印)

同 伊兵へ(印)

同 四郎左衛門(印)

同 仁左衛門(印)

同 宗兵へ(印)

中野村五郎左衛門後家と忠左衛門の間で、両者の屋敷地間の道幅を

巡って争いが生じた。そこで、彼等に隣り合う又右衛門・宗兵衛と伊

兵衛外二名が仲裁に入って調停案を作成、これを披露人に確認しても

らい落着した、というのである、披露人として近隣庄屋衆が登場する

など、本史料は近世前期の紛争解決法の一例としても興味深い、行

論との関係で注目すべきは、この調停案確認の「グループとして「組

中」が上がっていることである。先の寛文七年煙草禁令請書と照合し

てみると、五郎左衛門後家以下の登場人物はいずれも東中組の構成員

であり、従つてこの「組中」とは東中組であることが判る。つまりこ

こでは村組は住民の紛争解決に際して、近隣庄屋衆や村役人、年寄衆

などと並びこれを調停する機関の一つとして機能していたのである

(なお同村の村役人制度、年寄衆については後述)。直接の当事者では

なかつた伊兵衛、四郎左衛門、仁左衛門も、恐らく東中組の一員としての資格による関与であったことを考え合せば、中野村住人としてこの村組は、紛争の調停案作成からその承認にまで及ぶ機能をもつた、最も身近な法共同体としても存在したとして良いであろう。

以上、組掟などを素材に、中野村村組が構成員にとって親睦と互助の団体であり、また紛争解決に際しても調停機能を果す団体であったことについて述べたのであるが、次にこうした村組の運営について若干検討しておこう。

さて、先の史料(a)東中組組掟によると、組の運営は「世話人」と「宿元」によって担われていた。ではこの両者はどのように選ばれたか。史料(a)によれば前者の「世話人」は構成員の「順廻り」であつたとしていたが、「宿元」は寄合場所提供者の方はどうであろうか。次に示す享保一五年(一七三〇)の史料によれば、この「宿元」もまた順番制であつたことが判明する。⁽¹²⁾

(e) 一、去年極月算用之節、村中小百姓借り請候金銀利足之義、御公儀様御触之通成申様ニと庄屋衆へ訴訟申候へハ、外之なミ方聞合、算用も相延候様ニと被申候ニ付、其通ニ罷成候事

一、当六月銀主方利足式歩ニ而相済可申由被申候ニ付、村中寄合仕候、当村之義ハ大勢ニ而御座候ニ付、先年より六組ニ仕寄合相談仕候処ニ、五組者寄合仕、残ル忝組ハ、当番之者困窮者ニ而家せまく大勢寄合相談可仕様も無之候ニ付、門触ニ仕、平三郎ト申者ニ相触させ候事

(後略)

本史料は、村入用算用に借入れた銀子の利息を巡る争論に関するもの

近世の村組と村―近江蒲生郡中野村を中心に―

のであるが、さしあたりここで興味を引くのは、傍点箇所、即ち「困窮者」が当番に当たったという件である。六組のうち五組は寄合をした、しかし残る一組は当番の者が狭く寄合ができなかつた、そこで「門触」によって連絡した、という。この「当番之者」が先の史料(a)にあつた「宿元」であることは、文面から見て間違いない所であり、とすればこの「宿元」も貧富の区別なく順送りに担当されるものであつたとすることができると共に「世話人」と共に「宿元」もまた構成員の順番制であつたという事実は、中野村村組の運営が構成員の一律平等な分担による方式を取つていたことを如実に示すものであり、先の分面内家々総ての組への分属をも勘案した時、村組運営は構成メンバーの均等な関与の下に執行されていたと思われるのである。

なお右の「宿元」について付言するならば、当番の「宿元」は組代表者として村政にも関与していた。たとえば「表1」の文化一一年村組構成員数の典拠とした「御用金調達帳」は、各組毎の調達金を書上げた後、各組代表者名を掲げているが、それは「東北組宿佐左衛門(印)」「同中組宿藤兵衛(印)」の如く、某組宿何兵衛となつてゐるのである。この宿何兵衛が先の「宿元」であることは「宿」文言からして確實であり、従つて当番「宿元」は、村政などの対外的問題に際しては、組の代表者としての役割を担つたのである。

以上、村組構成メンバーや組掟などから、中野村村組の構成と運営について検討した。六組から構成される同村村組は、村内家々の平等な参加のもとに運営される親睦・互助を目的とした団体であり、それはまた構成員間の紛争調停をもその機能の一つとして併せ持つものであつた。

二 村組と村政

1 村組と村運営

前章では組掟などから中野村六組の構成と運営について概観したが、本章ではこの村組と村政との関わりを取上げ、同村村政における村組の位置、役割を考えてみたい。

本題に入る前に、まず中野村の村役人制度について触れておこう。

同村村政史料によれば、領主伊達氏との関係では先にも取上げた庄屋、肝煎が公的役職であり、近世を通じてそれぞれ一名、二名を原則としていた。史料的制約もあり、それらの就任システムの全貌は必ずしも明らかでないが、以下の諸点からみて、同村村役人は近世を一貫して特定の家柄の出身者によって占められていたと推測される。

(1) 〈表3〉より、元和―享保期、庄屋・肝煎はおおむね一定期間継続しており、また親子の継承もみられる。⁽¹³⁾

(2) 前章史料(d)によれば、寛文中野村には、村役人の外に「御村年寄衆」と呼ばれる集団が存在する。

(3) 前章史料(e)に関わって、享保一五年の村借銀騒動の折、庄屋の外に九名の「役人」が登場する。

(4) 元文三年(一七三八)の史料によれば、従来一〇人の肝煎(年寄)があり、二人づつ年番で肝煎役を勤めて来たとあり、また今後は一〇名のうちから二名の「定肝煎」を定め、残り八人中二人を加えた計四名で庄屋を補佐するとしている。⁽¹⁴⁾

(5) この元文三年、入札によって庄屋交替が行なわれ、数年来「年寄役」を勤めた武右衛門が当選した(入札方法は不明)。⁽¹⁵⁾

(6) 延享五年(一七四八)「庄屋肝煎年寄勤方定」⁽¹⁶⁾は庄屋、肝煎の業務について次のように記している。すなわち、庄屋、定肝煎二人、

当番年寄二人は年貢諸勘定始末、境論・借金出入・口論などの吟味を行なう。諸入用の割り方および右五人で埒明かぬ争論吟味には残る年寄衆も加わる、と。なお、この段階では年寄の員数は定肝煎を除いて一〇名となっており、二人づつ組を作り一年交替で当番年寄を担当する旨申合せている。以後、この庄屋一、定肝煎二、年寄一〇の体制が続く。

(7) この期以降幕末に至るまで、村役人はおおむね村田、小島、灰谷などの家柄出身者が担当している。

(8) 同村の場合、この村役人制度と宮座長老衆(八人衆)とは分離しており、宮座は四座の長老により担われていたと推測される。⁽¹⁷⁾

さしあたり判明する村役人制度の姿は右に留まり、庄屋入札制の実態など残された課題も少なくないのだが、とりあえず同村村役人は、庄屋も含め特定の家柄で組織された肝煎(年寄)と呼ばれるグループが運営していたとして本題に入りたい。

さて村政における村組の位置、役割についてであるが、以下村運営のレベルおよび領主支配のレベルの二つに分けて検討してみよう。まず前者について、素材の一つとして村掟を二つ掲げる。⁽¹⁸⁾

(a) 定

一、公事沙汰口論出来候時、⁽¹⁶⁾きよりさやもち候者於在之者、八木五斗之可為過代事

一、自御公儀御墨印趣相背申間敷候事

一、地草おちばて⁽¹⁵⁾り於仕候者、如先年八木壱斗可為過代事

表3 中野村村役人の変遷

年次	庄屋	肝煎 (年寄)			
元和 3(1617)	勝兵衛				
寛永14(1637)	加右衛門				
20(1643)	加右衛門				
慶安 4(1651)	平兵衛	藤左衛門	忠右衛門		
5(1652)	平兵衛	藤左衛門	忠右衛門		
承応 3(1654)	平兵衛・六左衛門	伝次	弥兵衛		
万治元(1658)	平兵衛	七郎右衛門	清右衛門		
寛文元(1661)	平兵衛	太兵衛	□ □		
4(1664)	太兵衛 ←	甚左衛門	弥三兵衛		
6(1666)	太兵衛			市郎兵衛	五左衛門
7(1667)	太兵衛			一郎兵衛	五左衛門
8(1668)	太兵衛	甚左衛門	弥三兵衛		
9(1669)	太兵衛			市郎兵衛	十兵衛
" (")	太兵衛		弥三兵衛		
10(1670)	清次		加左衛門		
11(1671)	清次	七郎右衛門			
延宝 2(1674)	清次	市郎右衛門 ←	加左衛門		
3(1675)	市郎右衛門 ←				
5(1677)	市郎右衛門	八十郎*1	九左衛門	新左衛門	平右衛門
6(1678)	市郎右衛門	八十郎	九左衛門	新左衛門	平右衛門
9(1681)	市郎右衛門		角兵衛	新左衛門	
天和元(")	市郎右衛門	八十郎	喜右衛門		
4(1684)	市郎右衛門				
貞享 3(1686)	市郎右衛門	藤左衛門	十右衛門		
元禄 3(1690)	市郎右衛門				
6(1693)	市郎右衛門	清兵衛	甚右衛門	金兵衛	勘兵衛*2
宝永 4(1707)	善兵衛	?			
正徳 3(1713)	六右衛門				
4(1714)	六右衛門	清兵衛	善太郎		
享保 5(1720)	六右衛門				
6(1721)	六右衛門				
7(1722)	喜右衛門 ←	中兵衛	金左衛門		
8(1723)	喜右衛門				
9(1724)	喜右衛門				
10(1725)	喜右衛門				
11(1726)	喜右衛門				
12(1727)	嘉右衛門				
13(1728)	喜右衛門	安左衛門	市兵衛		
14(1729)	喜右衛門				
15(1730)	安左衛門 ←	八右衛門 文右衛門	又右衛門 伊兵衛	金左衛門 武右衛門	市兵衛 五左衛門
17(1732)	市郎兵衛	金左衛門	半兵衛		
19(1734)	市郎兵衛				
元文 3(1738)	市郎兵衛	五左衛門	弥三郎	武右衛門	宗兵衛 (以上肝煎)
		又右衛門 伝右衛門	半兵衛 善左衛門	金左衛門	伊兵衛 (以上10人肝煎)
" (")	武右衛門 ←				
4(1739)	武右衛門				
延享 2(1745)	武右衛門				
5(1748)	武右衛門	弥三郎	利右衛門		

* 1 八十郎は藤左衛門(慶安期肝煎)の子。
 * 2 勘兵衛は平兵衛(慶安～寛文期庄屋)の子。

近世の村組と村—近江蒲生郡中野村を中心に—

右之条々堅可相守者也、仍如件

承応三年巳ノ十月廿六日

同 中組中(印)
同 北組中(印)

(b) 定

一、野廻り之事暮六つより明六つ迄四つの角一一夜に十式人つ、

無油断相守可申事

一、茄子(柄杓カ)ひしやく何ニても作毛猥ニあらし候ハ、先年之通科銭可

申付事

一、森林をあらし申間敷事

一、田畠之草みたりにかり取申間敷事

一、当御社江老若共ニふみあらし申候ハ、相応之過銭可申事

右条々之内過銭ニ軽重有之、一村之中ニ而盗人見付、証拠を取候

ハ、如先年之銀百目之可為褒美事

一、作毛之穂くび切取候を見付候ハ、銀子三拾匁可為褒美事

一、森林田地之草盗人見付候ハ、銀拾匁之可為褒美事

一、当社あらずもの見付申候ハ、鳥目三百文ほうび出し可申事

一、野廻り番之者油断仕候ハ、為科料銭貳百文可申付事

右之通可相守者也、仍如件

寛文元年

七月六日

東ノ北組中(印)
同 中組中(印)
同 南組中(印)
西之南組中(印)

史料(a)は三ヶ条からなる村掟で、訴訟・口論に際して取持ちをしな
い、公儀法度を遵守する、草・落葉を採取しない旨取決めたものであ
る。一見して明らかのように、六組が制定主体となっている点が注目
される。各組名下の印判は、印影から見て組自体のものではなく、例
の「宿元」のそれと思われるが、このように村組は、村掟の制定主体
として村政に立ち現われているのである。

史料(b)は窃盗をテーマとする村掟である。ここでも(a)と同様六組が
その発給主体となっている。先に見た村役人制度のあり方から考えて、
こうした六組連名の村掟が庄屋、肝煎と無関係に、例えば六組宿元の
衆議によって制定されたとは考えられぬにしても、村掟のかかる発給
方法は、同村村政において村組が重要な役割を果していたことを示す
ものである。

この村組は、村入用算用に際しても登場する。

(c) 一札

一、今度造立致候庵室之目録、付、当夏々暮迄之惣中小入用之算
用村中儲見届、毛頭各私曲無御座候、於此儀一事も申分無之候、
為後日組々判形仍如件

寛文拾壹年

亥ノ十二月廿三日

東ノ北組(印)
同 奥出組(印)
東ノ南組(印)
西ノ南組(印)

西ノ中組(印)
西ノ北組(印)

庄屋
年寄中まいる

この一札は、庄屋、年寄中が示した庵室造営費の明細と寛文一一年下半年村入用算用に不正なきことを六組が承認したものである。⁽¹⁹⁾この場合、六組は村役人等の行なう村算用の監査役の役割を果している。事実史料(c)に先立つ寛文一一年上半年分村入用については、「御村中入用披露之覚⁽²⁰⁾」と題する六組宛村役人会計報告書が残存しており、そこでは庄屋清次、肝煎加左衛門・吉次は六組に対し、「右之通ニ御座候、自然不審成儀候ハ、今明中ニ御尋可有之候」と監査を依頼している。村入用算用が近世村方騒動の主要論点の一つであったことを考えるならば、こうした監査制度は円滑な村運営にとって有効な方式であり、村政のスタイルとして民主的なものといえるが、その主体が六組であったという点に、同村村政における村組の重要な役割を見ることができるのである。

この村組が、村民互助の基礎単位であったことについては前節で述べたが、村が得た収益金もまた各組毎に配分された。次の史料(d)はその好例である。⁽²¹⁾

(d) 覚

天明四年辰七月日

当村彦五郎村方置手⁽²²⁾ニ相背候ニ付、村中より入札ニ相成、倅伝八野あらしの落札ニ相成、夫故家内不残為立退候、則家者先格之通村方へ引取、入札ニ而ニ八百廿四文ニ売払、屋敷諸道具ハ小家

近世の村組と村―近江蒲生郡中野村を中心に―

共不残親類へ相渡し候、親彦五郎ハ老人故、一家ヲ貰ひ候ニ付則相渡し申候、右家代者六組へ割渡し候
覚

一、三貫八百廿四文
内・六・百・文・宛　六・組・へ・渡・ス
又式百文　法印様へ造作代渡ス
残廿四文　惣算用ニ入
辰十二月十五日晚　庄屋
年寄

本史料が窃盗犯の入札、家屋売却に関わる興味深いものである点についてはさて置き、ここでは家屋売却代金の殆んどが六組に分配されていることに注目したい。村組はこのように、村収益金の配分単位でもあったのである。なお、二百文を受け取った法印は、「造作代」文言から推して何らかの呪術的行事執行者であろうか。

以上、村政面における村組の役割について、幾つかの史料を掲げつつ述べてみた。では村が担わされた領主支配の面ではどうか。結論を先に示せば、この領主支配の点でも村組は、法令遵守の単位として、また貢納の基礎単位として機能していた。前者については、たとえば前章の煙草禁令に対する組毎の請書がその一例となるが、なお史料を一つ掲げておこう。⁽²²⁾

(e) 此度別而御公儀様被仰付候法度書之事

一、はくち諸勝負仕候者在之者、其者ハ不及申其五人組共ニ可為曲
事候事
一、海道筋ハ不及申、小路ノニ門立悪口申間敷事

一、火之用心夜番無油断急度可被致事

右三ヶ条之通徒^(悪狂) 御公儀様急度被仰付候間、若やにても或ハあんしつ^(庵室)にてもわるくるひ悪口、付タリ若やにて何にても売かい仕間敷候、此旨急度相守可申候事

延宝七年^(二六七九)

未ノ十二月廿四日

東之北組中(印)

東之中組中(印)

東之南組中(印)

西之南組中(印)

西之中組中(印)

西之北組中(印)

中野村
庄屋
肝煎中まいる

中野村に到達された博奕諸勝負事禁令について、同村庄屋、肝煎はこれを六組に触れ流し、六組連名の請書を取っているのである。各組印判が各「宿元」印であることはここでも同様である。このように、中野村にあって村組は領主法令を請ける基礎単位として機能している。

貢納については、天明五年(一七八五)伊達氏江戸屋敷再建大工料の徴収に関する史料を掲げておこう。²³⁾

(f) 天明五年巳三月五日、高懸り高壱石ニ付壱匁式分宛、但江戸御屋

敷御類焼ニ付大工人足入料割

東北組

一、四拾三石四斗四升八合八勺

此銀五拾貳匁分四厘

此代五匁三百七拾三文取

(後略)

領主江戸屋敷修復料の取立てが命じられた時、中野村はこのように各組の組高(組構成員所持石高)に基づいて徴収している。前章第一節で触れた寛文三年(一六六三)の東北組名寄帳のほか、天和三年(一六八三)付け東南組名寄帳²⁴⁾なども残存しており、村高は近世前期よりこのように組高として分割され、いわば組請制の形が採られていたといつてよいのである。

以上、村政と村組との関係について若干の検討を加えた。如上の分析によれば、村の内政面においても、また領主支配の面においても、村組は村運営に不可欠の単位として機能しており、中野村村政はこうした村組を前提して初めて、その円滑な運営が可能であった。本章冒頭で指摘したように、同村村役人は特定の家柄グループに占有されていたと考えられるから、村政総てが村組の論理で覆れた訳ではないけれども、六組連名の村掟や六組による会計監査が象徴するように、村役人はこの村組を無視しては村政を遂行しえなかつたのであり、同村の運営は、村民全家で構成され、構成員廻り持ちによって担われる村組の論理に大きく制約されていたのである。

2 「村惣中」から「六組中」へ

村組の村政における位置、役割について述べた前節と関連して、本節では村掟を素材に、そうした村組の位置が中野村においていつ頃確立したかという問題を考えてみたい。

さて「表4」は、同村に残る一七世紀の村掟類を年代順に並べ、事書き、発給者、内容等を示したものである。内容欄から窺えるように、

表4 17世紀の村掟

No.	年月日	事書き	発給者	宛所	条数	主な内容	備考
1	慶長16(1611) 3/14	定掟之□ □	「惣中ヨリ」		5	新開禁止, 喧嘩の処置, 在所の悪口申者の処置	p.41
2	元和7(1621) 2/25	地下之置目之事	なし		3	隣村との出入について	p.41
3	寛永7(1630) 8/11	惣中置目之事	「勝左衛門」外3名	(各組?)	1	惣中置目遵守	p.42
4	寛永15(1638) 12/16	堅究之事	107名連署		2	地下の儀に付き悪口停止, 隠田妻子にも内密	p.43-44
5	" 20(1643) 6/11	定番所之事	「中ノ村惣中」		9	昼夜の番所定	p.45
6	承応2(1653) 10/26	定	「西ノ南組」 以下6組		3	公事口論の取持ち禁止 公儀法度遵守	p.45
7	寛文元(1661) 7/6	定	「東ノ北組中」 以下6組		9	野廻り, 盗人防止	p.47
8	" 6(1666) 2/12	村中法度之事	「中之村惣中加判」		5	ばくち禁止 山林立毛荒し禁止	p.47-48
9	" 10(1670) 8/11	御村掟之覚	五人組頭30名	庄屋 肝煎	5	門立ち野荒し禁止	p.49-50
10	延宝元(1673) 12/23	公儀法度並びに 村掟遵守之事	「東ノ北組中」「東ノ中組中」 <後欠>		3	公儀法度遵守 門松仕立方	p.50-51
11	" 6(1678) 3/15	改申法度書之事	「東ノ北組中」 以下6組	庄屋 肝煎	5	盗人摘発法	p.51
12	丑 7/6	矢倉之有所之覚	「中野村六組中判」		6	昼夜の番所定	p.51-52
13	未 9/25	改法度之事	「東ノ北組」 以下6組		3	盗人発見者への褒美	p.52
14	亥 12/23	御村中掟	「役人中5」		5	公儀法度遵守 立松仕立方	p.52-53
15	年月日未詳	定当村法度之事 <後欠>			7	惣森刈取禁止	p.53

近世の村組と村—近江蒲生郡中野村を中心に—

慶長期から延宝期に至る同村村掟は、内外の盗人に対する処置を中心に、喧嘩・口論への対処など治安問題を中核としているが、当面発給者欄に注目すると、承応、寛文期を画期として制定主体名に大きな変化のあることを観取できる。すなわちこの期以前にあっては「村惣中」もしくはその担い手による発給の形を取っているのに対し、承応二年(一六五三)を初見として、以後六組連名村掟が主流となることである。つまりこの変化は、前節との関係でいえば、まさに一七世紀中葉を画期として村政の前面に村組が登場し始めたことを示している。これら村掟が治安を中心とするものであったことを考えれば、(表4)の(表4)の(表4)を以って全体を推し測ることはできないが、それにしても、中野村惣中の名において発給された村掟が六組中のそれに取って替るといふこの変化は、村政における村組の位置変化を如実に語るといわねばならず、寛文一〇年(一六七〇)から同一一年の間に村入用監査報告書の宛所が「御村中」から「六組中」に変化している事実なども合せ考えた時、この期の画期性は動かしがたいのである。なお、(表4)No.9の五人組頭発給村掟については次章で検討を加える。

ではこの村組は、一七世紀中葉以前においてはどのような位置にあったのであろうか。中野村村組についての明確な初見史料である史料(g)、および関連史料(h)(表4 No.3)は、村政の担い手以前の村組の役割について示唆を与える。⁽²⁶⁾

(g) 南くミ拾三人之内ニおいて者、何様之儀も惣中置目にもれて一言之申分無御座候、仍如件

寛永七年

孫衛門(略押)

又衛門(花押)

八月十一日

(外一名略)

(h) 惣中置目之事

一、万何用儀も相そむき申間敷事

右置目かたく申付可申候、仍置目状如件

寛永七年

八月十一日

角兵へ(略押) 仁兵へ(花押) おねい

勝左衛門(花押) 佐衛門(略押)

吉兵へ(略押) 三 蔵(花押)

久衛門(花押)

六左衛門(略押) 嘉十郎(略押)

□兵へ(花押) 孫左衛門(略押)

両者とも寛永七年八月一日付けの文書である。史料(g)は「惣中置目」に対する「南くミ」一三人の請書であり、史料(h)は文面からみて、前者がいう所の「惣中置目」であると考えられる。後者の署名者一二人の關係は署名位置、署名文字の大きさから考えて、勝左衛門以下三名が村の担い手で、残る九人が(g)と同じくこの村掟を請けたいずれかの組織成員であろうか。なお史料(g)と同形式、同日付け請書が他に二点残存しており、署名者はそれぞれ一三人、一二人、うち一点は組名箇所が破損、他の一点には組名は記されていない。⁽²⁷⁾

さて右の二史料から注目される点は、この寛永初年にあつては村組が「惣中置目」の遵守単位として立ち現われていることである。つまり史料(h)の置目が村惣中のレベルで制定され、その置目に違背せぬ旨誓約する単位として村組が存在したということである。このことは、我々に一七世紀中葉以前の村組が、村惣中の下部機関としての地位にあつたことを暗示するといつてよいであろう。

こうした暗示は、次に掲げる寛永二〇年(一六四三)年の村掟(表

4(No.5)から傍証される。

(i) 定番所之事

一、東ノ北ハのほり道、やくらは中左衛門柿木^(槽)

一、同中ハむかい林、やくらは喜右衛門の柿木

一、東ノ南ハ中ノそへ、やくらは中ミち次左衛門ノどて^{但中ノそへ}

一、西ノ南ハ中道ノ内、あまごせ、二郎兵へノ柿木

一、西ノ中ハ孫十郎ノ森、九右衛門柿木

一、西ノ北ハ辻村まへ、二又木

一、夜之番ハ一組三人ツ、

一、ひるはんハ二人ツ、四ツと七ツまで

若夜ひるニよらす番をかき候ハ、代物式百文可出者也

一、つミためニ而草かり申間敷事、もつこニ而かり可申事、とか

□□

右之如也、如件

寛永式拾年六月十一日

中ノ村惣中

「中ノ村惣中」の名において制定されたこの定書は、村の自衛機能を示す史料として興味深く、また見張り番所に「柿木」や「土手」が充てられている点でも面白いが、ここにあつても「東ノ北」以下六組は、村惣中の定めた番所の守り手として、つまり村惣中のための下部単位として位置付けられているのである。

中野村における村組の形成そのものについては、これを論じる史料を欠いているけれども、少なくとも同村村組が寛永年間時点で村惣中のための下部機関であつたことは確実と思われる。こうした一七世紀前

半のありようを前提に、改めて前述の一七世紀中葉の変化を考えるならば、村組の位置変化は明瞭である。すなわち、それは村惣中維持の爲の義務団体から自律的団体への成長として、換言すれば、村 \parallel 村惣中から村 \parallel 六組中への展開として把握できる変化であった。

3 近隣諸村の村組

はじめに述べたように、中野村に限らず当該地域の各村は中野村に類似した村組を持っている。管見の限りでは、それら村々の村組関係史料は断片的なものが多く、系統的にその展開を跡付けることはできないが、村組創出の時期など中野村村政史料を補う事例や、村組の機能に関する史料を拾うことはできる。以下そうした史料を幾つか掲げ、村組の理解を深めるとともに中野村村組の一般化を計ってみたい。

村組創出時期について手掛りを与えるものとしては、今堀、下大森、蛇溝村の例があげられる。まず今堀については、「ムラの人間関係を論じた赤田光男が、同村には既に中世後期に「東在家(東村、東ノ里)」、「西在家」、「中在家」、「新蒔垣内」の四組が存在したことを明らかにしている。⁽²⁸⁾このうち最も早く姿を現わす「東在家」の初見が嘉吉二年(一四四二)、最後の「新蒔垣内」でも永正七年(一五一〇)には、その存在を確認できるといふから、同村にあつては遅くとも一五世紀後半から一六世紀初頭までに村組の原型が形成されていたとしてよい。下大森、蛇溝の村組もその形成は一六世紀前半にまで遡ることができ。すなわち、下大森では天文二年(一五三三)の同村商売衆連署書状に「二石」「北出」「東出」「中垣内」「中小路」などの村組名が見え、⁽²⁹⁾また蛇溝でも天文四年(一五三五)同郷村人連署書状に「南

近世の村組と村—近江蒲生郡中野村を中心に—

「北」「辻」「東」の肩書が記されている。⁽³⁰⁾こうした村組の形成の経緯や惣との関係についての分析は今後に俟たねばならぬものの、近世初頭に村惣中の下部組織として存在していた村組が、その淵源を中世後期に持っていたことは、右の事例からみてほぼ間違いない所である。ところで右のうち蛇溝村南出組は、享保期の様子を語る史料を何点か残している。一例として享保二〇年(一七三五)の銀子借用証文を示せば次の如くである。⁽³¹⁾

(j) 預申銀子之事

合銀式百五拾三匁三分三厘 元銀也

右之銀子蛇溝村之内南中組当卯ノ春銀納ニ迷惑仕候ニ付、預り申所実正ニ御座候、右小前質物かま十口、夜着八つ銘、指入置申候、然上者来ル五月廿八日右之銀子元利共急度返済可仕候、若銀子遅々仕候ハ、指入置申質物売払銀子ニ而急度返済可仕候、仍而為後日預り証文如件

享保二十年卯ノ四月廿五日

蛇溝村南出組

(異筆)

「右銀元り相済申候

九郎左衛門(印)

卯五月廿五日 次左衛門

(外一八名略)

南出組中参

今堀村

谷清右衛門殿

同村

次左衛門殿

○全文ニ捺消印アリ

上納銀に差詰つた南出組が、今堀村の谷清右衛門等から借銀した際

の証文である。本史料は、同村でもまた貢納が組請であつたことを示す点で興味を引くとともに、組が独自に他村民と協約しているという点で注目されるべきものである。貢納に端を発しているという条件付きではあるが、村組が自村を越えて協約を結んでいるという事実は、確立した近世村組の自律性の証左たるに十分であろう。

こうした、村組の独自性に関わるものとしては、金屋村の文政年間を中心に残る「組内入用帳」⁽³²⁾もその一例となる。「東出組」を始めとする四組からなるこの金屋村では、各組は組毎に組中寄合等に際しての経費をそれぞれに帳付けし、独自の収支決算を行なっていた。

村政と村組との関わりについての史料は、比較的多くの村々で見出すことができる。以下その主なものをメモ風に記しておこう。

(1) 尻無村では弘化五年(一八四八)二月「村方惣田」を売却したが、売券の差出人として庄屋・年寄に加え四名が連署、彼等はそれぞれ「南出組惣代」「奥出組惣代」「堂山組惣代」「野神出組惣代」と肩書きしている。⁽³³⁾

(2) 中羽田村に残る文化年間の免割帳は、毎年次のような奥書を記している。⁽³⁴⁾

(k) 右大目録并村方小前銘々所持高免割帳面之表、両様共毛頭相違無御座候、於後日全違乱申分無御座候条、村惣代連印仍而如件

(一八〇七)
文化四卯年

十二月

東組 久兵衛(印)
忠 治(印)

庄屋
小沢嘉重郎殿

御年寄中

北組 源右衛門(印)
伝兵衛(印)
南組 源治郎(印)
藤 七(印)

(3) 芝原村に残る近世後期の貢納関係史料は、総て「西出」「北出」「かじや出」^(鍛冶屋)「東出」の四組に分割され、組請制の形態を取っている。ちなみに一例を掲げれば次の如くである。

(1) 覚

一、銀五拾八匁七分三厘

右者琉球人入用掛り慥ニ受取申候、以上

庄屋

年寄

(一七六六)
明和三年戊五月廿五日

北出組中

なおこの明和期を例にとると、芝原村四組の構成軒数は、明和八年(一七七二)段階で、「東出」「二軒」、「西出」「一七軒」、「北出」「二三軒」、「かじや出」「一五軒」となっている。⁽³⁵⁾

以上、断片的ながら近隣諸村の村組について触れた。その起源を中世後期にまで遡ると推定される当該地域の村組は、近世においては中野村村組同様それぞれが独立した団体として存在し、村政においても村役人の運営を規制もしくは支え、村組連合の形で村の実質を担っていたのである。

三 村組と十人組・五人組

1 法令・請書にみえる「組」

京都における十人組を嚆矢として、統一権力が民衆統治の手だての一つとして十人組・五人組編成を推進して行ったことは周知の通りであるが、この動向は伊達氏を領主とする中野村においても例外ではなく、慶安期以降の法令において盛んに十人組・五人組の編成が命じられている。こうした領主の組編成は前二章で見た村組とどのように関係するであろうか。竹内利美は五人組の形式性を主張し、その過大評価を戒しめているが、この中野村における両者の関係は如何なるものであっただろうか。以下本章ではこの点について、十人組・五人組編成が強制され始め、また関係史料の残存する一七世紀前半―中葉を中心に探ってみることにしたい。

右のテーマを検討する素材として〈表5〉を作成した。本表は中野村村政史料から、法令、請書等にみえる十人組・五人組文言を整理したものである。

まず本表に従って、伊達藩の十人組・五人組編成指示の変遷を簡条書き的に記してみよう。

- (1) 中野村に残る領主伊達氏の法令は寛永二十一年（一六四四）に始まる（No.1）。九ヶ条からなるこの法度は年貢・小入用の割付け法等を示したものであるが、ここには未だ十人組・五人組文言は見られず、割付けに際して「百姓組之内其月之月行事ニ相当候者共」の立会を命じているに留まっている。

- (2) 五人組文言が初めて登場するのは、その後の郷中法度の原型とな

近世の村組と村―近江蒲生郡中野村を中心に―

るNo.2、慶安二年（一六四九）の伊達家代官五ヶ条法度においてである。ただ本法度に見える五人組文言は未だ一般的であり、領民に対する具体的な五人組編成指示とは見做せない。関係部分を示せば次の如くである。

- (a) 一、先年^(第二條)度々被申付候仕置之通相背申間敷候、御分領百姓中公事出入候者、五人組并庄や肝煎とりあつかい非分無之様ニ

相済可申候（後略）

- 一、御知行中誰ニよらず相煩存命之刻、跡式ノ事申置書置候共、

内々ニ而不仕、其村之庄屋五人組ニ為申聞置可申候（後略）

- (3) No.3の慶安五年（一六五二）段階において初めて、「村中致五人与桑茶を少も不仕候様ニ能く可申付候」と、具体的な指示が現われる。

- (4) しかし、なお初発において組人数に関しては流動的であった模様で、承応元年（一六五二）、万治元年（一六五八）のNo.5、No.8、No.9では十人組の編成指示が見られる。

- (5) 万治二年（一六五九）のNo.10以降五人組に統一され、以後一貫して五人組編成となる。

- (6) 寛文六年（一六六六）以降、領主法令は請書の形態で残存しているが、そこでは五人組頭連署のスタイルが一般的である。

以上、伊達藩における領民の組編成方針は、慶安期より具体化し始め、当初組人数について試行錯誤が見られたが、万治二年（一六五九）以後五人組編成で定着している。

表5 法令、請書等にみえる十人組・五人組・村組

No.	年月日	内容	備考
1	寛永21(1644)10/3	「村折指引之時百姓無殘寄合候事不罷成候ハ、百姓組之内其月之月行事ニ相当候者共よひよせ算用相極」<「覚」(年貢小入用算用等につき9ヶ条)>	p.13-14
2	慶安2(1649)11/8	「御分領百姓中公事出入候者、五人組并庄や肝煎とりあつかい非分無之様」など<「覚」(公儀法度遵守、公事出入取扱い等5ヶ条)>	p.14-15
3	慶安5(1652)2	「村中致 五人与桑茶 を少も不仕候様ニ」<桑茶製造販売禁止等3ヶ条>	p.323-324
④	慶安5(1652)2/10	<同上請書> 西北組18人、東北組16人、ヲクテ組24人 、庄屋・肝煎宛	p.324外
5	承応元(1652)12/2	「村中不殘寄合承届 十人組 を仕」<「御領中先年より万事仕置之儀段：申付候得共此度改申付候条」(牢人指置禁止等11ヶ条)>	p.15-16
⑥	承応元(1652)12/21	<同上請書> 116名連判 庄屋・肝煎・組頭・組脇宛	中野 I 19
⑦	承応3(1654)12/22	<「極組中掟之事」(博奕禁止、公儀法度遵守)> 東北組 内で4人組、 西中組 内で3人組編成	p.45-46
⑧	万治元(1658)11/10	「村中庄屋・肝煎・小百姓迄不殘寄合承届 十人組 仕」<「御領中兼而御仕置申付候得共此度改申付覚」(牢人指置禁止等9ヶ条) 請書> 141名を 11人×11組、10人×2組 に分け連判 庄屋・肝煎宛	p.17-19
⑨	万治元(1658)12/2	<公儀禁止頼母子内密に取行う旨連判状> 十人組 毎の連判状6点 庄屋・肝煎宛	p.46外
10	万治2(1659)10/1	「庄屋・肝煎・百姓中 五人組 申付万事吟味可仕候」<「御領中今度改御仕置申付候覚」(吉利支丹穿鑿等9ヶ条)>	p.19-20
⑪	寛文元(1661)8/5	「五人組上ニ而強穿鑿仕候へ共吉利支丹人数……老人も無御座候」<公儀法度請書> 五人組 より庄屋・肝煎宛	中野 C 8
12	寛文4(1664)9/15	「諸役之儀者此方申渡候証文見届 組頭 寄合吟味可申候」<「今度改而被仰渡候覚」(年貢諸役納方等5ヶ条)>	p.22-23
⑬	寛文6(1666)9/6	<「從御公儀様御法度之事」(博奕禁止等5ヶ条)> 庄屋・肝煎・ 五人組頭 30名連判	中野 I 29
⑭	寛文7(1667)5/23	<煙草作り禁令請書> 六組 一通づつの手形 庄屋・肝煎宛	p.316-317外
⑮	寛文9(1669)10/23	「庄屋・肝煎・ 五人組 如何様之曲事にも可被仰付候」<「此度江戸御老中様申渡候御法度之趣被仰渡候覚」(酒造制限3ヶ条) 請書> 庄屋・肝煎・ 五人組 全員連判 藩役人宛	p.23-24
⑯	寛文10(1670)7/7	「右之趣於違背申者 組頭 者不及申其 五人組 迄如何様之曲事にも可被仰付候」<「今度從御公儀様被仰渡候御法度書之覚」(諸勸進旅人等に宿貸し禁止等3ヶ条) 請書> 組頭連判 後欠	p.24
⑰	寛文10(1670)8/11	<「御村掟之覚」(門立、野荒し禁止等5ヶ条)> 五人組頭 30名連判 庄屋・肝煎宛	p.49-50
⑱	寛文11(1671)7/8	「庄や肝煎百姓 五人組 迄如何様之曲事にも可被仰付候」<「此度江戸從御公儀様被仰出候趣被仰付候覚」(酒造禁止令) 請書> 庄屋・組頭より藩役人宛	p.25
⑲	寛文12(1672)9/23	「其者ハ不及申其 五人組 迄如何様之曲事にも可被仰付候」<「酒造・煙草作禁止等3ヶ条法度請書> 五人組頭 30名連判 庄屋・肝煎宛	p.25-26
⑳	延宝元(1673)12/23	<公儀5ヶ条法度并村掟遵守につき掟書> 六組 連判 後欠	p.50-51
㉑	延宝2(1674)9/27	「其頭ハ不及申其 五人組 共ニ如何様之曲事にも可被仰付候」<「今度從御公儀様被為仰付候御法度之覚」(竹木枝打方等9ヶ条) 請書> 庄屋・肝煎・ 五人組頭 30名より藩役人宛	p.26-27
㉒	延宝3(1675)10/28	<「改申 五人組頭 衆手形之口」(組下に徒者なきに付き)> 五人組頭 30名連判 庄屋・肝煎宛	中野 C 12
㉓	延宝5(1677)8/15	< 五人組 連判請状(前欠)> 五人組 全員連判 庄屋・肝煎宛	中野 C 13
㉔	延宝6(1678)3/15	「 五人組頭 衆へ申渡し其組之内やさかし細吟味可致極之事」<「改申法度書之事」(盗人発見法につき村掟)> 六組 連判 庄屋・肝煎宛	p.51
㉕	延宝7(1679)12/24	「其者ハ不及申其 五人組 共ニ可為曲事候事」<「此度別而御公儀様被仰付候法度書之事」(博奕諸勝負禁止等3ヶ条) 請書> 六組 連判 庄屋・肝煎宛	p.27
㉖	天和元(1681)10/28	「其者ハ不及申庄屋・肝煎・ 五人組 迄如何様之曲事にも可被仰付候」<「覚」(損毛に付き米穀不費様等5ヶ条) 請書> 庄屋・肝煎・ 五人組頭 34名連判 藩役人宛	p.28
㉗	天和2(1682)10/4	「若相背者於在之者其 五人組 として米壺斗急度出へき事」<「此度御公儀より御法度被仰付ニ付吟味之事」(札幌維持等5ヶ条) 請書> 五人組頭 34名より庄屋・肝煎宛	p.28-29

* No.の丸印は請書・村掟類、無印は法令。

* なお、十人組文言については、ほかに寛永4年正月20日付け掟が存在するが、そこでの十人組の性格は不分明ゆえここでは除外した(注26掲載)。

2 領主の組と村組

ではこうした領主による百姓の十人組・五人組編成と村組の関係はどのようなものであつたらうか。以下この点について検討してみよう。

さて、〈表5〉の内容欄を中心に、前章で〈表4〉として掲げた村掟をも勘案しながら一七世紀中野村十人組・五人組と村組の関係を時期区分すると、大きく三つに分けられる。すなわち、

(1)第一期 No. 1—No. 7 (寛永二—承応三年)。十人組・五人組編成指
示に村組を対応させていた時期。

(2)第二期 No. 8—No. 19 (万治元—寛文二二年)。領主の組編成が強化され、村組との対抗関係が強まる時期。

(3)第三期 No. 20—No. 27 (延宝元—天和二年)。領主の政策に変更はないものの、村の側で村組と五人組との折り合いを志向する時期である。以下説明してみよう。

まず第一期についてであるが、〈表5〉の法令と請書を対比させてみれば明らか如く、領主の十人組・五人組編成は未だ貫徹せず、村の側ではこれに村組ないし全員連署を以って代替、対応している。とりわけNo. 7は、五人組に対するこの期の村の対応法を示すものとして面白い。

(b) 極組中掟之事

壹ノ組	二ノ組	三ノ組	四ノ組
与三右衛門(略押)	忠兵衛(印)	九左衛門(印)	甚兵衛(略押)
庄右衛門(印)	平内(印)	新左衛門(印)	中左衛門(略押)
喜兵衛(印)	弥兵衛(印)	小左衛門(印)	甚右衛門(印)
七兵衛(印)	茂兵衛(印)	久左衛門(略押)	二郎兵衛(印)

近世の村組と村—近江蒲生郡中野村を中心に—

右四人組之内ニ^(博)転奕之儀者不申及、縦言文之懸勝負ニ而も仕候与訴人御座候者、右四人之組として相誘可申候、其上御公儀様被仰出候御法度之趣、何事成共相背候ハ、如何様ニも可被仰曲事ニ付候、仍為後日手形如件

承応三年

午十二月廿二日

御庄屋

平兵衛殿

同

六左衛門殿

肝煎衆まいる

東ノ北組中

この手形に対応する法令は残存していないが、恐らくこれに先立ち博奕禁止の通達があつたのであろう。ところで本史料で興味深いのは、東北組構成員一六人が四人づつに分れて第一—第四組を作り署名していることである。なお同日付けで作成された西中組の手形を見ると、ここでは三人で一組を作っている(前欠のため組数は不明)。問題は何故四人組、三人組といった変則的な編成がなされたかということであるが、これは領主の五人組を村組単位で処理しようとした結果としか考えられない。つまり東北組の場合でいえば、村組構成員数が五の倍数ではなく四の倍数であつた故に四人組の形が生まれたのである。恐らく西中組構成員は三の倍数だつたのだろう。端数を隣の村組構成員と組ませるのでなく、村組単位で五人組指示を消化しようとする所に、この期の両者の関係が象徴的に示されているといえよう。⁽³⁶⁾

これに対して、万治元年(一六五八)から寛文二二年(一六七二)に至る第二期は、領主による十人組・五人組編成政策が浸透し、組頭も決められるようになる時期である。そしてそれは村掟の世界にも侵

入し、No.17の如く五人組頭衆連判の村掟さえ登場するのである。この期の五人組編成順序は、たとえばNo.15の場合おむね村組の順に従って組織されているが（No.14の人名との照合による）、そこでは第一期のような操作は見られず、村組を越えて厳密に五人づつ組んでいる点で政策の浸透は著しい。ただこの時期は、前述したように、村政次元で六組連名の村掟が発せられ始めた時期であつて（前章第2節〈表4〉、〈表5〉）においてもNo.14の如く依然村組で対応した請書の存在することも含め考へるならば、この第二期は全体としては、一方で十人組・五人組編成が進展しながらも、他方村組も成長する対抗的時期と捉えることができると思われる。

最後の第三期。第二期が領主の組編成と村組の対抗を特徴とするとすれば、領主法度と村掟の両者を村組が確認するスタイルのNo.20に始まる第三期は、村が両者の折合いを志向し始めた点にその特徴を求めることができる。それは、六組連判の村掟に五人組頭文言が登場するNo.24、および法令を六組で請けた上で五人組に責任を負わせるNo.25に良く示されている。念のためNo.24について全文を掲げておこう（No.25は第二章第1節史料(e)）。

(c) 改申法度書之事

一、何によらずぬすまれ申者在之者、両となりへ断、両となり方役人衆へ断可被申事

一、誰人ニよらず物をとられ、隠置申仁於在之者、其過ニ銀拾匁料代ニ相極候事

一、断於在之者、五人組頭衆へ申渡し、其組之内屋さかし細吟味可致極之事

一、屋さかし之上あらわれ候ニおゐてハ、御公儀様へ申上、如何様之罪ニも可行事

一、夜番暮六つり明六つまで老人ハ番屋ニ相詰、式人ハ村中細々相廻り、若ふしき成者通り候ハ、村之内見送り通シ可被申候事
右之通悉相守可被申者也

延宝六年

午ノ三月十五日

東之北組中(印)

東之中組中(印)

東之南組中(印)

西之南組中(印)

西之中組中(印)

西之北組中(印)

庄屋肝煎中

なお、公儀法度を六組で請けるNo.25に即していえば、これを前後する時期の請書に依然五人組連判形式のものがあることから、右のスタイルを第三期の典型とする訳には行かないが、第一、第二期の動向を前提した時に、これが両期の止揚形態であると見ることは出来、No.24やNo.24と共に、第三期を特徴付けるものと見做すことは可能である。史料制約によって、この後の経過を辿り得ないが、前述した如き近世中野村における村組の位置を想起し（例えば年貢の組請）、かつNo.25が村役人宛であることに注目するならば、恐らくこの後、領主法令請書の形は、領主に充てては庄屋・肝煎・五人組頭連署のスタイルを、しかし、村内では六組による庄屋・肝煎充て請書が作成されるという

形を取ったと想定してよいであろう。

以上、三期に分けて領主の組と村組との関係について検討を加えた。当初、中野村では領主の組編成指示を村組によって受止めていたが、一六五〇年代末以後、領主の組の浸透は著しく、その力は村掟の世にまで及ぶ。しかしそうした動きは一六七〇年代前半を画期に、村運営の担い手として成長して来た村組によって押し戻され、村組を母体とした上で五人組が活用される方向に向うのである。

おわりに

三章にわたって近江中野村村組について述べ、近隣の村組についても触れた。以上の分析を通じて明らかになった点を列挙すれば次の如くである。

- (1) 中野村を始め、八日市市域の多くの村々には、近世において集落内部を幾つかに分画した村組が形成されている。
- (2) 中野村の村組にあつては、家持・借屋の別なく組構成員とされ、またその運営も順廻りのフラットな形で行なわれている。
- (3) 同村村組は構成員にとって親睦団体であると共に、互助団体でもあり、また紛争調停機能をも併せ持っている。
- (4) 中野村村組は、村の共同体的機能、領支配の行財政機能を代行し、村は事実上組連合の形を取っている。
- (5) 当該地域の他村の動向から見て、中野村村組の淵源は中世後期に遡ると考えられる。

近世の村組と村―近江蒲生郡中野村を中心に―

(6) 当初、村組は中野村惣中の下部組織として形成されたと思われるが、一七世紀中葉を画期として、村運営の担い手として自立するに至る。

(7) 中野村における村組と領主の組(十人組・五人組)の関係は、一七世紀前半―中葉迂余曲折を辿るものの、一七世紀後半以後、村組を母体に融合が計られるに至る。

述べ来たった点は、おおむね以上の如くである。「はじめに」で課題とした、村組の歴史的意義如何ということからいえば、とりわけ(5)(6)の村組形成の成長プロセス及びそれを支えた諸条件の分析に不十分さを残しており、また(3)についても、なお部分的検討に留まっているが、とりあえずここではデッサンのままに留めることとする。

(1) 竹内利美「近隣組織の諸型」(『東北大学教育学部研究年報』第一五集、一九六七年)。

(2) なお、複数集落から構成される村にあつてその単位集落を組と呼ぶ場合がある。こうした組についての研究は若干あるが(例えば小高昭一「近世村落と組―三州設楽郡奈根村を事例として―」(駒沢大学『史学論集』第一四号、一九八四年)は、そうした組を扱った好論である)、ここで対象とする村組は、一集落内部を分画した組織である。

(3) 本稿で利用する史料の多くは、中野共有文書である。同文書については仲村研氏を中心に詳細な目録が作成されている。以下、本稿において同文書を掲げる場合は、中野A1の如く同文書目録の史料ナンバーにて示す。なお同文書も含め引用史料で『八日市市史』第六巻、史料II(八日市市役所、一九八六年)収録のものは、頁数のみを示した。

(4) 『八日市市の地名と景観』(八日市教育委員会、一九八六年)八六頁掲載の「地券取調総絵図」に、聞取りによる組境界線を加えている。なお『八日市市史』第三巻近世(八日市市役所、一九八六年)二三七頁参照のこと。

(5) 中野I 34。

- (6) 中野 E 14。 吉衛門(花押)
- (7) 中野 E 12。 五郎兵衛(花押)
- (8) 中野 C 110。 八兵衛(略押)
- (9) 小椋甚三郎『中野郷土史』(一九二九年) 九三—九四頁。 与三衛門(略押)
- (10) 同右二八〇—二八一頁。 作兵衛(花押)
- (11) 中野 C 9。 甚四郎(略押)
- (12) 中野 B 17。 長左衛門(花押)
- (13) 〈表3〉は中野共有文書より作成。 吉三郎(花押)
- (14) 中野 B 90。
- (15) 中野 D 385。
- (16) 『八日市市史』第六卷、一五一—一五二頁。
- (17) 『八日市市史』第三卷、六〇九—六一〇頁参照。
- (18) 史料(a)は『八日市市史』第六卷、四五頁。史料(b)は同上、四七頁。
- (19) 同右、四三六—四三七頁。
- (20) 中野 A 20。
- (21) 『八日市市史』第六卷、一七五頁。
- (22) 同右、二七頁。
- (23) 中野 I 134。
- (24) 中野町東南組持ち廻り文書。
- (25) 中野 I 40、および A 20。
- (26) 史料(g)は『八日市市史』第六卷、四二—四三頁。なお中野共有文書中には、この寛永七年掟に先立って、寛永四年正月二〇日付けの二通の掟が存在するが(うち一通は、『八日市市史』第六卷、四一—四二頁)、いずれも連判者の性格を確定しがたいので、ここでは寛永七年掟を組掟の初見としておく。なお『八日市市史』第六卷未収の掟書(中野 I 4)は次の通りである。
拾人くミ内ニて何用のくせ事仕候共、其主彦人として入免相さはき可申候、仍而為後日如件
寛永四年正月廿日

理兵衛(花押)

孫衛門(略押)

- (27) 中野 I 6、8。
 - (28) 赤田光男「同族とムラ組の特質」(日本民俗文化大系 8 『村と村人』、小学館、一九八四年)。
 - (29) 仲村研編『今堀日吉神社文書集成』(雄山閣、一九八一年) 八八頁。
 - (30) 同右、八七頁。
 - (31) 奥田正一良家文書。
 - (32) 宮口昭一家文書。
 - (33) 角喜三郎家文書。
 - (34) 森源治郎家文書。
 - (35) 以上、芝原町共有文書。
 - (36) なお、こうした動きを念頭に置くならば、「七人組ニ仕上者、徒者於有之は、組中としてあらため、惣中へ披露可仕候事」に始まる年未詳今堀村惣中置文(前掲『今堀日吉神社文書集成』一七三—一七四頁)の「七人組」も、あるいは同種の対応かも知れない。
- 〔付記〕本稿は『八日市市史』執筆の過程で閲覧の機会を得た史料に基づいて作成したものである。史料所蔵者各位、ならびに閲覧に際して便宜を計って頂いた元編纂室員諸氏に対し、末筆ながら謝意を表する次第である。
(一九八七年八月十四日受理)